

子ども・子育て支援新制度に関する意見聴取について

- ◇ 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室による「子ども・子育て支援新制度に関する意見聴取」が11月27日に行われ、当連盟から近藤会長、小林予対委員長・副会長、菅原常務理事、塚本常務理事が出席し意見要望を行いました。
- 内閣府、厚生労働省、文部科学省の担当者に参加する中、最初に長田・内閣府少子化対策担当参事官より、主に「子ども・子育て関連法本格施行までの現時点での想定イメージ」資料に基づいて、子ども・子育て支援新制度についての概要と全体のスケジュールについての説明が行われました。
- 全私保連近藤会長より、挨拶がなされ、菅原 常務理事より別添説明資料に基づいて意見要望が行われました。
- 小規模保育所の制度は、人口減少の地域が増えていく中で子ども集団としての生活を保障するためにも、評価される制度であること。一方とくに連携型、幼稚園型以外については、小規模保育所、地域型保育給付における事業等企業が参入しやすくなる可能性があり、行政や地方版子ども・子育て会議による真摯な検討と計画的な整備が重要になることについて、意見が述べられました。
- 併せて自治体格差に繋がらないように地方版子ども・子育て会議の設置推進が重要であること等について要望されました。
- 質疑応答の中で、小林副会長より改めて「学校教育と保育の関係について」の課題提起が行われました。また、保育教諭の資格と共に、保育園、幼稚園を統一した研修制度の構築等について要請がなされました。
- 塚本常務理事より、とくに人材確保の現状の課題から、新制度に向けて処遇の向上と人材確保の推進をぜひお願いしたい旨、要請がなされました。地方版子ども・子育て会議の重要性について重ねて強調されました。
- 会長より、本日の意見要望はあくまで現時点のものであり、今後、制度がより詳細に具体化する中で随時、団体としても意見要望ができるこうした機会を設けて頂きたい旨要請されました。当連盟の説明内容は下記をご参照ください。

子ども・子育て支援新制度に関する 今後の制度設計にあたっての意見・要望について

平成 24 年 11 月 27 日
公益社団法人 全国私立保育園連盟
常務理事 菅原 良次

はじめに

平成 24 年 8 月 10 日、「子ども・子育て新システム」関連 3 法案の修正法案が可決成立し、8 月 22 日には公布され、8 月 31 日付にて各自治体に通知されました。この間、本連盟では新システムについての考え方とその対応を慎重に議論し協議を重ねると共に、他団体と共に二つのワーキング・チームに参画し「すべての子どもの育ちを等しく保障する制度」「保護者の就労と子育ての両立支援」「保育の質と職員の処遇向上」などの実現に向けた意見・提言を表明してきました。

結果、「この法律により、子ども・子育てのために税制改革による 7 千億円確保をはじめ 1 兆円超の財源確保が位置づけられたことは、これまでにない画期的な改革であること」「修正法は当初の政府案の理念・方向性をあくまで踏襲した内容であり、その意味でも現行制度から、改善、改革される道筋が示されたものであること」等、本連盟の数年にわたる取り組みと方向性が一定具現化されたものであると捉えられます。さらに、この度の子ども・子育て支援新制度(以降「新制度」と称す)では、小規模保育の制度化、地域の状況に応じた多機能化なども盛り込まれ、懸案である人口減少地域の保育課題に、より直結すると考えられるものとなっています。

以降給付対象施設・事業者の確認の手続き等の準備が進められると共に、子ども・子育て会議等は平成 25

年4月1日、その後、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日等から段階的に施行されます。本連盟では、今後も継続して、平成27年4月（若しくは平成28年4月）の本格実施に向けて進められる詳細設計の基本的な考え方や具体的内容を十分に検証し、他団体とも連携協力を強化させながら、いくつかの検討課題の解消・改善に向けて組織を挙げて尽力していきたいと考えます。

1. 新制度の具体化に向けた視点の再確認について

○ 新制度の「今後の具体的な構築」に向けては、何より子ども、利用者、保育所等がどのような「現実の課題」に直面しているかとした視点から、スタートすることが大切であることを再確認する必要があります。

(1) 子どもと家庭、保育所の現状

① 待機児童問題：東京の例

- ・平成24年4月現在待機児童7,257名内ー0歳1,358名、1歳3,484名、2歳1,698名)
- ・待機児童の保護者の状況 常勤者2,539名(35%)、求職中2,568名(35%)、就労中(非常勤)20%、出産・看護等9.3%

② 全国の保育所入所と待機児童状況

- ・入所定員昨年比3.6万人増、入所増53,851人増(保育所定員224万人)
- ・待機児童24,825人(昨年比731人減)

(2) 家庭・地域の子育て不安

- ・増え続ける虐待、登校拒否、引きこもり(青年を含む引きこもり)
- ・生活苦16%「厚労省国民生活基盤調査(2011年)によると生活が苦しい61%その中で子どもがいる家庭がもっとも多く70%近い
- ・いじめ(今年半年で75,000名、昨年の1年間分を越えた)
- ・ひとり親家庭が増加する中、働く一人親世帯の子どもの貧困率は58%でアメリカの36%を大きく上回っている。就労女性の中で非正規54%…の間

(3) 保育所の抱える問題

- ・処遇問題(年収250万)非正規職員の増加約60%という現実
- ・職員配置基準(学校より悪いー3歳児20対1、4、5歳児30対1)等の人材不足問題深刻

○ 新制度の歴史的意義について再度踏まえた上で詳細を構築していく必要があります。

新制度が誕生したことにより、新たに改善されると捉えられる中で、とくに次の事項が大きな点として挙げられます。

- ① これまで求められてきた保育所の対象拡大について、「保育に欠ける」から「保育を必要とする子どもを認定する」に改善。
- ② 認定こども園法の改正により、幼保一体化の新たな制度上に位置づけられる新幼保連携型認定こども園には、公立、学校法人、社会福祉法人以外の法人は設置主体として認められないこと。
- ③ 税制改正による7千億円を含めて1兆円超の大幅な子どものための財源確保の道筋ができたこと。
- ④ 子育てに関わるあらゆるステークホルダーが参加し、施策の方向性を議論する場(子ども・子育て会議)が設けられたこと。
- ⑤ 社会保障改革として「4つの重点項目」の中に子どもの問題(次世代)と幼保一体化の問題が最重点項目として位置づけられたこと。
- ⑥ そのための大幅な「財源保障」を税制改革と一体化の中に明記したこと。
- ⑦ 待機児童問題と人口減少地域が抱える問題を第24条を中心とする新制度により、市町村の責務を強化することで解決の方向が示されたこと。

こうした大きな改善内容は、戦後65年の幼・保の制度中でもとても画期的なことであり、評価されるものです。ただ、そうした点を踏まえた新制度に具体的に移行することにより、これまでとは異なる、以下のような新たな課題も想定されます。

2. 新制度の制度設計に向けた意見・要望について

(新制度と「新たに生まれた課題」について)

以下に挙げる課題は、現時点で想定されるものであり、今後制度のより詳細な検討が進められるに際して、さらに検討が必要であると考えられる諸課題が提示された際には、その都度、現場から要望、意見として表明していきます。

- ① 新幼保連携型認定こども園(以降 連携型と称す)が施設型給付の中で位置づけられる一方、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の類型も残ることになり、依然類型の複雑化が残ったこと。
- ② 後述する幼・保の要領・指針の「整合性の確保」からも、施設型給付における各施設類型に対する差別化や職員配置等の差別もないと考えられる。一方、新たな「保育教諭」が位置づけられるに際して、学校教育

職については、すでに各独立行政法人等に委ねられていることから、少なからず現行の「福祉職俸給表」の課題を踏まえ処遇の向上に繋がり加えて保育所、幼稚園から移行する場合に差異が生じない新たな俸給表と格付けを実現させることが必要である。(※1)

(※1)「給与勧告についての説明」(平成16年8月6日 人事院)において <国立大学法人化等に伴う給与法等の規定の整備>として、それまで幼稚園等に勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則に定めるものに適用されていた教育職俸給表(三)については「適用する職務がないことから、廃止」された。

③ 一方で連携型に移行推進するインセンティブについては、あくまで、すべての子どもに良質な成育環境を保障することを基本にしながら、それ以外の施設についても十分考慮することが重要である。

④ 連携型に移行するには、法定代理受領制における直接契約方式を導入することになること。また名称については名称独占上、幼稚園と保育所では異なる等、そうした点が現場にとっては「私営保育所が連携型に移行する際に生じる」課題として考えられることは触れておきたい。

⑤ 「未満児」については学校教育法の対象外のままであり、新制度上も保育における「養護と教育」と「学校教育」の区分が年齢で残されたこと。関連して、例えば保育所として留まる施設や未満児専門の保育所等を含めた連携型、幼稚園型以外の施設類型については、入所する3歳以上の子どもについて学校教育法体系上の位置付けはないこと(※2)。

(※2) 幼保連携型は認定こども園法上「教育基本法上の学校」として位置付けられている。

⑥ 「認定こども園保育要領(仮称)」の具体化と保育所保育指針、幼稚園教育要領との整合性の課題(※3)。

⑦ 二重行政(文部科学省・厚生労働省)の改革、廃止の方向を明確化し、公布後2年を目途に総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織のあり方について検討とされたことにより、今後どのように推進され具体化されるかとした課題。

⑧ 設置が努力義務となる「地方版子ども・子育て会議」の設置と、実質的にそれが機能していくことや具体的に課せられる責務の内容。とくに自治体により地域間格差が広がらないことが重要な課題になる。

⑨ これまでの認可制度に変わり市町村における「認可基準への適合、供給過剰が無い、欠格事項なし等」の条件を満たした認可権限強化により、企業等の認可参入が現行制度より制度的に保障されたことになり、基本的に事実上拒否することが不可能となること。このことにより、万一にでも混乱を招くことのないように適切な需給調整及び適正配置を各地域で実施できることが重要な要素になる。また「小規模保育所、地域型保育事業」が、市町村事業として認可権の位置づけがなされることが、どのような影響を及ぼすか等の課題。

⑩ 保育所が施設型給付の対象施設の一つに位置づけられる一方で、私立保育所についての委託費、保育料の仕組みが基本的に現行どおりになったことも含め、依然として「一般財源化」の対象になる可能性が危惧されること。

⑪ 「財源の確保」をするための消費税引き上げ等、3党合意による附帯決議の遵守と共に、保育の質を向上させるための職員配置基準の改正の実現や、人材確保のための職員処遇改善の課題の解決。

(※3)

○ 改正認定こども園法の第2条8項「(定義)8 この法律において「教育」とは、教育基本法(平成十八年法律第二百十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校(第九条において単に「学校」という。)において行われる教育をいう。(新設)」

○ 改正認定こども園法の第2条9項「(定義)9 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。(新設)」

○ そして、同改正「認定こども園法」第9条の「教育及び保育の目標」の6項目との関係。(6項目のみが新しく加えられる。)

「教育及び保育の目標」(第9条関係)

- i) 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- ii) 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- iii) 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- iv) 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- v) 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- vi) 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。(新しく追加)

○ さらに「教育及び保育の内容(第10条関係)」について

i) 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、認定こども園法第2条第1項の目的及び同法第9条の目標に従い、主務大臣が定めることとしたこと。(第10条第1項関係)

ii) 主務大臣がi)の事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)及び保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)との整合性の確保並びに小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならないこととしたこと。(第10条第2項関係)

(待機児童問題と人口減少地域保育問題の解決に向けた具体的・積極的方向)

上記の新たな課題と併せて新制度では、地域の状況、家庭のニーズに応じた市町村の具体的な責任が明確にされています。「新たな認可制度とその強化による施設の量的拡大や小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業等の強化」「幼稚園等による2歳未満児の受け入れの制度的強化」「地域型保育給付」の新設による人口減少地域などの保育保障の制度化」等が、とくに人口減少地域を含めて積極的な方向性を打ち出していると捉えられます。

一方で、これにより人口減少地域における幼稚園等の「連携型」の移行や幼稚園未設置地域等の公立保育所の「連携型」への移行、ほぼ需給関係のバランスが取れている地域における「競争・競合の激化・加速化」も危惧されます。

(「地方版子ども・子育て会議」の設置と地域間格差の是正)

努力義務となる「地方版子ども・子育て会議」が、こうした具体的な事業計画、予算配分、企業参入等について検討する重要な場となってきます。こうした点を保育現場の参画も含めて、地方版子ども・子育て会議による調整や市町村事業計画の策定における位置づけにより、どのように解決されるかが大きな課題になると考えられます。また、繰り返しにはなりますが同会議の実質的な機能によっては、自治体による地域間格差を広げることに繋がることも危惧され、国がイニシアチブをとりながらそうした点が是正されるようにすることが重要になります。

新制度の制度設計に向け今後も予想される諸課題の解決にあたっては、常に子ども、利用者、現場の立場から検証し、すべての子どもにとって良質な成育環境の保障と保育・子育て支援の質の向上を実現させる必要があります。

全私保連平成25年度に向けた予算要望署名の提出について

すべての子どもにとっての育ちと、子育ての環境を保障し
保育の質をよりよくするための署名手交提出について

◇ この度、本連盟として取り組んできました「平成25年度に向けた予算要望のための署名」については、各加盟組織並びに会員園各位のご協力により647,000名の賛同を頂きました。保護者や保育者の皆様のご理解、ご協力に心より感謝申し上げます。

本連盟では、29日に開催された予算対策正副委員長会議において、集約された署名の提出について協議を行い、一連の情勢に鑑み、与党に対して提出をすることを決議いたしました。これを受けて、同日、小林予算対策委員長はじめ予算対策副委員長、常務理事が赴き、民主党保育を考える議員連盟の事務局長である大河原雅子参議院議員に、同署名の集約数の報告と共に、その内容についてあらためて申し入れを行い、手交いたしました。また同署名については、全私保連ニュース前4号でご報告申し上げましたとおり、11月7日、三井辨雄 厚生労働大臣に、大臣室において近藤 会長、常務理事が面会し陳情した旨を併せてご報告いたします。

なお、衆議院議員総選挙後の政権に向けて、新たな体制を分析し、あらためて本連盟の予算要望について、関係諸機関のご協力を頂きながら、陳情、要望を行うことが、上記の予算対策正副委員長会議において併せて決議されました。上記についてぜひご理解の上、今後ともご協力くださいますようお願い申し上げます。

○ 全私保連「平成25年度保育関係予算に向けた要望署名事項」

すべての子どもにとっての育ちや、子育ての環境を保障し
保育の質をよりよくするための要望

公益社団法人 全国私立保育園連盟

- 一、子どもの保育・成育環境向上のための改善を求めます。
- 二、子育て家庭の経済的負担の軽減を求めます
- 三、子育て中の働く親の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの実現を求めます。
- 四、「子ども・子育てビジョン」実現の推進を求めます。
- 五、分園等の推進による待機児童の早期解消の実現を求めます。

- 六、人口減少地域における保育所への振興対策等の実施を求めます。
七、現行の認可私立保育所に対する国の運営費等の廃止や「一般財源化に繋がる方向性」には断固反対をします。
八、保育の質向上のための職員配置基準・処遇の改善をお願いします。
九、「安心こども基金」を積み増すとともに事業実施時期の継続を求めます。



11月7日
近藤全私保連会長より三井厚生労働大臣に
要望書を手交。要望内容について説明。



11月29日
全私保連署名について、集約数の報告と共に
内容について説明を行い、大河原雅子参議院
議員に手交。



* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp